ロ　経営報告基準日が特定期間内に存する場合　経営承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

第三十八条の三第五項第三号中「。以下この号において同じ」及び「（相続特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「当該基準日が最初の経営相続報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの」を「次のイ又はロに掲げる場合にあっては、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該基準日が最初の経営相続報告基準日である場合　租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ　経営相続報告基準日が相続特定期間内に存する場合　経営相続承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営相続承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

第三十八条の六第一項及び第三項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同条第六項中「までの期間」を「（同条第二十二項第一号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する第三十九条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間を除く。）」に、「までの期間（被災延納申請者」を「（被災延納申請者」に改める。

第三十八条の七第一項中「第二十四項ただし書」を「第二十五項ただし書」に改め、同条第二項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同条第三項中「第二十四項ただし書」を「第二十五項ただし書」に改め、同条第五項中「までの期間」を「（第四十二条第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間（以下この条において「災害等延長期間等」という。）を除く。）」に、「までの期間（被災物納申請者」を「（被災物納申請者」に改め、同条第六項中「までの期間」を「（災害等延長期間等を除く。）」に、「までの期間（被災物納申請者」を「（被災物納申請者」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　登録免許税法等の特例

第四十条の四の次に次の一条を加える。

（信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税）

第四十条の五　信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三条に規定する信託会社等をいう。以下この条において同じ。）が、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、特定地方公共団体（東日本大震災により相当な損害を受けた地域の地方公共団体として財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）との信託契約（次に掲げる事項を内容とするものに限る。）に基づき建築物（公共施設その他の公益的施設と一体となった施設として政令で定めるものであって、当該信託契約においてその用途別の床面積及びその整備に要する費用の額その他の財務省令で定める事項が定められているものに限る。以下この条において「特定施設」という。）の建築をする場合には、当該特定施設の敷地の用に供される土地の所有権の信託の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、当該登記に係る登録免許税の額のうち、当該特定施設中に公用又は公共の用に供される部分以外の部分がある場合における当該部分に対応する登録免許税の額として政令で定めるところにより計算した金額については、この限りでない。

一　当該特定地方公共団体を委託者とし、当該信託会社等を受託者とすること。

二　当該信託契約の締結後速やかに、当該特定地方公共団体の所有する土地の所有権が当該信託会社等に移転し、当該土地の所有権の信託の登記を行うこと。

三　当該特定地方公共団体が所有する土地が、当該信託契約に基づく信託財産となること。

四　前号の土地の上に当該特定施設の建築をすることを信託の目的の全部又は一部とすること。

五　当該土地について所有権の信託がなされた後速やかに当該特定施設の建築に係る工事に着手すること。

六　前号の特定施設の建築に係る工事の完了後速やかに、当該特定施設の当該特定地方公共団体への引渡し又は所有権の信託の登記を行うこと。

第五章中第四十一条の三の次に次の一条を加える。

（株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例）

第四十一条の四　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百三十二条第六項前段の業務が東日本大震災の被災者を対象として行われるものとして政令で定めるものである場合における同項及び同条第七項の規定の適用については、同条第六項中「同法の施行の日から七年を経過する日」とあるのは「平成二十年九月三十日」と、同条第七項中「平成二十五年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九十条の十三」を「第九十条の十五」に改める部分に限る。）、同法第九十条の十一第一項の改正規定、同法第九十条の十一の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九十条の十二の改正規定及び同法第六章第三節の四中第九十条の十三を第九十条の十五とし、同法第九十条の十二の次に二条を加える改正規定　平成二十四年五月一日

二　次に掲げる規定　平成二十四年七月一日

イ　第一条中租税特別措置法第四十一条の六の改正規定、同法第五十七条の七（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第五十七条の二とし、同法第五十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の五十七（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第六十八条の五十七の二とし、同法第六十八条の五十六の次に一条を加える改正規定及び同法第八十二条の改正規定並びに附則第五条第三項、第十六条、第十九条第三項、第二十五条第一項、第三十条第三項及び第三十六条第一項の規定

ロ　第二条中所得税法第二百十六条の改正規定及び附則第五十五条の規定

三　第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二　石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を「第三節の二　石油石炭税法の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）　地球温暖化対策のための課税の特例（第一款）　その他の特例（第二款）」に改める部分に限る。）、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定（「、平成二十四年三月三十一日ま